

■ ごあいさつ　～Q＆A～ ……1
■ 第17期定時株主総会招集ご通知 ……4
■ 最近のトピックス …… 40

第17期定時株主総会招集ご通知および株主通信としてお届けします。

第17期 定時株主総会招集ご通知

日時
2015年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所
蒲郡商工会議所1階コンベンションホール
愛知県蒲郡市港町18－23
（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

議案
第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役9名選任の件
第3号議案　補欠監査役1名選任の件
第4号議案　会計監査人選任の件
第5号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

J-TEC

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

株主の皆さまへ



株主の皆様へ、

当社が設立されてから、第2期目に入りました。
ここ数年、外部環境と内部環境が急激に変化しています。
当社が掲げる行動指針の中に「勇気を持って変化に挑戦する」
という指針があります。当社は成長し永続するために変化し続け、
再生医療の産業化を目指します。

代表取締役社長　小澤洋介

Q 新しい中期経営計画（H28／3期～H30／3期）のポイントは？

A 中期経営方針として、攻めと守りのバランスによる黒字化の達成を目指します。当社は平成26年12月から富士フイルムグループの一員になりました。また、再生医療を取り巻く外部環境も大きく変わり始めています。過年度に達成できなかった課題を謙虚に反省し、着実に黒字化に向かいます。

攻めの施策としては、自家培養表皮ジェイス、自家培養軟骨ジャック、研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズを中心とする自社開発製品の販売に加えて、再生医療等安全性確保法のもとでのコンサルティング事業と培養受託による収入、企業や研究機関からの委託開発、公的機関からの委託・助成事業に積極的に取り組みます。守りの施策としては、製造の合理化・効率化、営業活動の効率化、人事制度をはじめとする会社諸制度の改革にも積極的に取り組みます。

次期再生医療製品の開発においては、医薬品医療機器等法で新たに導入された早期承認制度を見据えながら、自家培養軟骨ジャックの適応拡大や、同種細胞を使用した製品開発にも着手したいと考えています。

海外展開においても、成果を出したいと思います。既に事業機会を探索している中国、タイ王国に加えて、他国での展開も検討します。もちろん富士フイルムグ

ループの海外ネットワークの活用も視野に入れています。

ジャックの増産を主目的として、本社棟4階に新しい生産ラインを実装しましたが、自動化に対応した生産設備も追加導入する予定です。

人員については新卒の採用は継続する一方で、中途採用は必要最低限に抑えます。役職員が増えてきましたので、中期では事務所棟の建設を進めたいと思います。

Q ずばり、黒字化のタイミングは？

A 中期計画では、平成30年3月期の黒字化を掲げています。これを必達目標としますが、可能な限り黒字化を前倒しするよう経営にあたります。黒字化のエンジンは、自家培養軟骨ジャックの拡販です。そして富士フイルムグループとのシナジーにより、果実獲得を加速させます。世界市場の中で、自家再生医療製品を中心とする製造販売によって黒字化した企業はまだありません。当社が、その第1号になることを目指します。

（単位：百万円）

事業年度	売上高	当期純利益
平成28年3月期（計画）	1,734	−588
平成29年3月期（目標）	2,236	−192
平成30年3月期（目標）	2,921	233

Q 富士フイルムとの連結化に伴う今後の取り組みは？

A 平成27年3月末現在、富士フイルム株式会社が当社株式を46.08％、富山化学工業株式会社が4.08％を保有しています。その結果、富士フイルムおよび富山化学工業の親会社である富士フイルムホールディングス株式会社が当社株式の50.16％を保有する実質支配株主であります。また、富士フイルムホールディングスは、米国におけるiPS細胞の開発・製造を行っているCellular Dynamics International, Inc.

（CDI、本社：米国ウィスコンシン州）を公開買付けにより、平成27年5月1日、完全子会社化しました。今後は富士フイルム、CDI、当社の3社が、シナジーを追求していきます。

富士フイルムと当社の間では、大きく4分野で協働します。①富士フイルムが保有する足場材を活用した再生医療等製品の開発、②製造の効率化・合理化、③販売・マーケティング、④海外展開。これらは、当社の中期目標である黒字化に貢献する活動であると同時に、再生医療の産業化につながる協働です。当社が今まで構築してきたJ－TECブランドと国内外のネットワークに加え、富士フイルムの広範な経営資源を活用します。

CDIと当社の間では、当社がジェイスとジャックで培ってきた品質マネジメントシステムや、CDIが得意とするiPS細胞の開発・製造技術など、両社が保有するノウハウを組合わせ、事業機会を広げます。

富士フイルム、CDI、J－TECがそれぞれの強みを持ち寄り貢献することにより、グループとしてグローバル・トップを目指します。

Q 再生医療関連の法改正に伴う影響は？

A 再生医療の産業分野において、これほどまで日本が注目されたことは、近年ありません。平成26年11月に施行された再生医療関連2法は、大きな影響を及ぼしています。海外の規制当局や競合企業も日本市場に注目しています。

薬事法改め医薬品医療機器等法（薬機法とも呼ばれています）は、再生医療等製品を従来の医薬品・医療機器とは別分類として定義し、早期承認制度（条件・期限付承認制度）も導入されました。当社が開発を進めている自家培養角膜上皮や自家培養表皮ジェイスの適応拡大では、原則、正式承認取得を目指して規制当局と協議を進めますが、治験結果で十分な有効性を証明することが難しい場合は、早期承認制度のもとで協議を進める可能性もあります。国内外の競合企業が世界市場の中で最初に日本での承認取得を狙うケースが増加しそうです。

再生医療等安全性確保法（再生医療新法とも呼ばれています）は、医師法・医療法のもとで再生医療を提供する医療機関や研究機関が、安全性を担保しながら再生医療を提供することを可とする、世界でも類を見ない画期的な法律です。また、医療機関や研究機関は企業に培養作業を委託することが可能になりました。当社にとっての事業機会は2つあり、①医療機関や研究機関へのコンサルティング・サービス、②培養受託です。これらの活動を通じて発見された有望な再生医療技術は、医薬品医療機器等法のもとでの再生医療等製品として広く国内に普及できるよう、当社が支援していきます。

目　次

第17期定時株主総会招集ご通知 …… 5

議決権行使等についてのご案内 …… 6

株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件 …… 7
第2号議案　取締役9名選任の件 …… 8
第3号議案　補欠監査役1名選任の件 …… 13
第4号議案　会計監査人選任の件 …… 14
第5号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 … 15

（提供書面）
事業報告

1. 会社の現況に関する事項 …… 16
2. 会社の株式に関する事項 …… 23
3. 会社の新株予約権等に関する事項 …… 24
4. 会社役員に関する事項 …… 25
5. 会計監査人の状況 …… 28
6. 会社の体制及び方針 …… 29

計算書類 …… 34

監査報告 …… 37

インターネットによる開示について

次の各事項につきましては、法令及び当社定款第17条に基づきインターネット上の当社ホームページ（下記URL）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。

URL：http://www.jpte.co.jp/ir/library/index_notice.html

- **計算書類の個別注記表**
  監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、当社ホームページ（上記URL）に掲載している個別注記表となります。
- **決議通知**
  決議通知については、当社ホームページ（上記URL）へ掲載します。
- **株主通信**
  より充実した報告をより早く株主さまへお届けするため平成27年3月期より招集通知と株主通信を合冊化して当社ホームページ（上記URL）に掲載しております。

お知らせ

上記に伴い、株主総会終了後に決議通知及び株主通信の書面による送付はなくなりますので、ご了承ください。

株主各位

証券コード 7774
平成27年6月5日

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1
株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
代表取締役社長 **小澤洋介**

第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1 日　時	平成27年6月24日（水曜日）**午前10時**（受付開始：午前9時）	
2 場　所	愛知県蒲郡市港町18-23 **蒲郡商工会議所1階コンベンションホール**	
3 会議の目的事項	**報告事項**	第17期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案　定款一部変更の件 第2号議案　取締役9名選任の件 第3号議案　補欠監査役1名選任の件 第4号議案　会計監査人選任の件 第5号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.jpte.co.jp）に修正後の事項を掲載させていただきます。

ご案内

- 定時株主総会終了後、「事業説明会」の開催を予定しておりますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使等についてのご案内

期　限　平成27年6月23日（火曜日）午後5時40分まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です）



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（上記の行使期限までに到着するようご返送ください）



議決権行使書のご記入方法

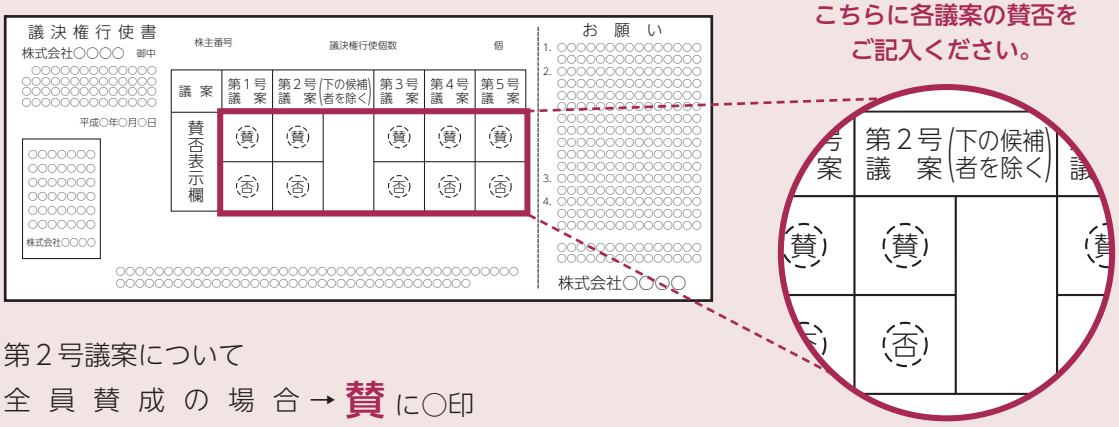

第２号議案について

全員賛成の場合 → **賛** に○印

全員反対の場合 → **否** に○印

一部候補者に反対の場合 → **賛** に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入

株主総会参考書類

第1号議案　定款一部変更の件

1．提案の理由

経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、現行定款第23条（任期）について取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

会社法の改正により補欠監査役の選任に関する規定が同法第329条第2項から第3項に変更になったことに伴い、現行定款第33条（任期）について所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会
（任期）	（任期）
第23条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第23条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2　（条文省略）	2　（現行どおり）
第5章　監査役および監査役会	第5章　監査役および監査役会
（任期）	（任期）
第33条　（条文省略）	第33条　（現行どおり）
2　（条文省略）	2　（現行どおり）
3　会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	3　会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
4　（条文省略）	4　（現行どおり）

第2号議案　取締役9名選任の件

取締役全員（12名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	 おざわ　ようすけ 小澤　洋介 （昭和39年2月18日生）	昭和63年 6月　財団法人SRIインターナショナル入社 平成 8年 1月　株式会社ニデック入社 平成10年12月　NIDEK Technologies Srl.（イタリア）取締役 平成13年 4月　NIDEK Technologies America, Inc.（米国）取締役 平成16年 6月　当社入社、代表取締役社長（現任）	292,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2 再任	 おおすか　としひろ 大須賀　俊裕 （昭和32年1月15日生）	昭和55年 3月　ナトコペイント株式会社（現　ナトコ株式会社）入社 昭和61年10月　株式会社ニデック入社 平成11年 2月　同社から出向、当社管理統括取締役 平成15年 4月　株式会社ニデックから転籍 平成16年 6月　当社専務取締役経営管理部・経理部管掌 平成19年 4月　当社専務取締役コンプライアンス担当 経営管理部長　経理部管掌 平成19年 5月　当社専務取締役コンプライアンス担当 経営管理部・経理部管掌 平成21年 4月　当社専務取締役コンプライアンス担当 信頼性保証部・経営管理部・経理部管掌 平成21年 6月　当社専務取締役コンプライアンス担当　信頼性保証部管掌 平成22年 4月　当社専務取締役コンプライアンス担当　信頼性保証部長 平成23年 4月　当社専務取締役信頼性保証部管掌 平成24年 4月　当社専務取締役信頼性保証部長 平成26年 3月　当社専務取締役営業部長（現任）	113,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	 はた　けんいちろう **畠　賢一郎** （昭和39年8月14日生）	平成 7年 4月　名古屋大学医学部附属病院歯科口腔外科非常勤医員 平成 8年 4月　名城病院歯科口腔外科非常勤医員 平成 9年 5月　名古屋大学医学部附属病院歯科口腔外科非常勤医員 平成 9年 8月　名古屋大学医学部口腔外科学講座文部教官助手 平成11年 4月　名古屋大学医学部附属病院歯科口腔外科文部教官助手 平成12年 4月　名古屋大学医学部組織工学（J-TEC）寄附講座助教授 平成14年 6月　名古屋大学医学部附属病院遺伝子・再生医療センター助教授 平成16年 1月　もり歯科医院 平成16年10月　当社入社、研究開発部長 平成16年12月　当社取締役研究開発部長 平成18年 4月　当社取締役研究開発部長 兼 営業部長 平成21年 4月　当社取締役研究開発部長 平成21年 6月　当社常務取締役研究開発部長 平成21年10月　当社常務取締役研究開発部長 兼 薬事部長製品開発部管掌 平成22年 4月　当社常務取締役研究開発部長　製品開発部・薬事部管掌 平成25年 1月　当社常務取締役事業開発室長　研究開発部・製品開発部・薬事部管掌 平成26年 3月　当社常務取締役事業開発室長 兼 製品開発部長 研究開発部・薬事部・臨床開発部管掌 平成27年 4月　当社常務取締役事業開発室長 兼 生産技術部長 研究開発部・薬事部・臨床開発部管掌（現任）	29,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4 新任	 あかし　しげのぶ **明石　成信** （昭和34年１月14日生）	昭和56年 4月　富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 平成16年 4月　同社人事部担当部長 兼 CSR推進部コンプライアンス&リスク管理部担当部長 平成18年 4月　同社人事部担当部長 兼 CSR推進部コンプライアンス&リスク管理部担当部長 兼 経営企画部持株会社設立準備室担当部長 平成18年10月　同社人事部担当部長 兼 CSR推進部コンプライアンス&リスク管理部担当部長 兼 富士フイルムホールディングス株式会社出向 平成20年 7月　同社人事部担当部長 兼 富士フイルムホールディングス株式会社出向 平成24年 6月　同社人事部次長 兼 富士フイルムホールディングス株式会社出向 平成27年 4月　同社再生医療事業推進室マネージャー 平成27年 5月　富士フイルム株式会社から転籍、当社経営管理部専任部長（現任）	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5 新任	 とだ　ゆうぞう 戸田　雄三 （昭和21年7月21日生）	昭和48年 4月　富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 平成 6年 7月　Fuji Photo Film B.V（オランダ）研究所長 平成16年 6月　富士写真フイルム株式会社執行役員R&D統括本部ライフサイエンス研究所長 平成20年 6月　同社取締役執行役員ライフサイエンス事業部長 富山化学工業株式会社専務執行役員（現任） 平成21年 6月　富士フイルムホールディングス株式会社取締役 兼 富士フイルム株式会社取締役常務執行役員 平成22年 6月　富士フイルムホールディングス株式会社取締役 兼 富士フイルム株式会社取締役常務執行役員医薬品事業部長 平成23年 6月　一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム代表理事・会長（現任） 平成24年 6月　富士フイルムホールディングス株式会社取締役 兼 富士フイルム株式会社取締役常務執行役員医療分野特命担当（現任） 平成25年 3月　内閣官房　健康・医療戦略室参与（現任）	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任	 くらはし　きよたか 倉橋　清隆 （昭和28年11月24日生）	昭和51年 4月　株式会社東海銀行（現　株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成15年 9月　同行から株式会社ニデックへ出向 平成16年 4月　株式会社ニデック入社 平成16年 6月　同社経理部長 平成18年 4月　同社スタッフ統轄本部長 平成18年 6月　同社取締役スタッフ統轄本部長 平成20年 6月　当社取締役（現任） 平成25年 4月　株式会社ニデック取締役管理本部長 平成26年 4月　同社取締役薬事法務本部長（現任）	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
7 再任	 いしかわ　たかとし 石川　隆利 （昭和29年3月9日生）	昭和53年 4月　富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 平成18年 1月　同社R&D統括本部半導体材料研究所次長 平成18年 4月　同社R&D統括本部エレクトロニクスマテリアルズ研究所副所長 平成18年10月　同社R&D統括本部知的財産本部知財技術部技術担当部長 平成19年 4月　同社R&D統括本部知的情報統合部長 平成20年 4月　同社R&D統括本部技術戦略部技術担当部長 平成20年 6月　富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ株式会社社長 平成21年 4月　富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ株式会社社長 兼 富士フイルム株式会社産業機材事業部技術担当部長 平成23年 6月　富士フイルム株式会社執行役員 同社エレクトロニクスマテリアルズ事業部長 同社R&D統括本部エレクトロニクスマテリアルズ研究所、 富士フイルムエレクトロニクスマテリアルズ株式会社社長 及びFUJIFILM　Electronic　Materialsグループ各社管掌 平成24年 6月　富士フイルムホールディングス株式会社取締役（現任） 富士フイルム株式会社取締役執行役員 同社医薬品事業部長（現任） 同社R&D統括本部医薬品・ヘルスケア研究所管掌（現任） 富山化学工業株式会社取締役（現任） 富士フイルムRIファーマ株式会社取締役（現任） 平成26年 6月　富士フイルム株式会社取締役常務執行役員（現任） 当社取締役（現任）	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
8 新任	 ばん　としかず 伴　寿一 （昭和36年5月9日生）	昭和60年 4月　武田薬品工業株式会社入社 平成 5年 7月　TAP Pharmaceutical Inc. R&D, Manager出向 平成10年 4月　Takeda America R&D Inc. Manager出向 平成13年12月　武田薬品工業株式会社SPU推進室長 平成17年10月　同社事業開発部シニアマネージャー（医薬ライセンス） 平成20年 1月　同社事業開発部長 平成24年 1月　同社医薬営業本部シニアコーディネーター 平成25年 4月　富士フイルム株式会社入社、同社医薬品事業部統括マネージャー 平成26年 4月　同社再生医療事業推進室長 兼 医薬品事業部次長（現任）	—

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
9 新任	 おか だ　じゅんじ 岡田　淳二 （昭和31年9月4日生）	昭和54年 4月　富士写真フイルム株式会社（現富士フイルム株式会社）入社 平成16年 4月　同社コーポレートコミュニケーション部ＩＲ室長 兼 経理部担当部長 平成18年10月　富士フイルムホールディングス株式会社出向、同社経営企画部ＩＲ室長 平成19年 4月　欧州本社 FUJIFILM Europe GmbH 出向 平成22年 4月　欧州本社 FUJIFILM Europe GmbH 移籍、同社社長 平成24年11月　富士フイルムホールディングス株式会社出向 兼 富士フイルム株式会社経営企画本部第一部長 兼 海外事業戦略室長 兼 G-up推進室担当部長 平成25年 4月　富士フイルムホールディングス株式会社出向 兼 富士フイルム株式会社コーポレートコミュニケーション部長 平成26年 9月　富士フイルム株式会社経理部次長 兼 富士フイルムホールディングス株式会社出向 平成27年 4月　富士フイルムホールディングス株式会社出向 兼 富士フイルム株式会社経営企画本部経営企画部長 兼 G-up推進室マネージャー（現任）	—

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 戸田雄三氏、倉橋清隆氏、石川隆利氏、伴寿一氏及び岡田淳二氏の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由
・本議案における社外取締役候補者の各氏は、当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、かつ適切に当社を運営するための知識、経験及び実績等を兼ね備えていると判断したためであります。
・倉橋清隆氏及び石川隆利氏の各氏は、現在、当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって、倉橋清隆氏は7年、石川隆利氏は2年となります。
・新任候補者である戸田雄三氏は、富士フイルム株式会社における長年の経験・実績及び企業経営者としての高い見識から、当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、適切に当社を運営するための知識、経験及び実績を兼ね備えていると判断しております。
・新任候補者である明石成信氏、伴寿一氏及び岡田淳二氏の各氏は、過去に会社経営の経験はありませんが、富士フイルム株式会社、武田薬品工業株式会社における高い専門性や実務経験などから、当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るとともに、適切に当社を運営するための知識、経験及び実績を兼ね備えていると判断しております。
4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要
当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第30条第2項において、社外取締役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。これにより、各社外取締役候補者が社外取締役に就任された場合には、社外取締役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
5. 上記社外取締役は、改正会社法附則4条に基づき、旧会社法第2条第15号の規定に定める社外取締役であります。
6. 当社の親会社（その子会社も含む。）における現在又は過去5年間の地位・担当については、各候補者の略歴に記載のとおりであります。

第3号議案　補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
堀部（ほりべ）　桂文（けいぶん） （昭和28年3月11日生）	昭和50年 4月　株式会社名古屋相互銀行（現 株式会社名古屋銀行）入行 平成 9年 4月　同行新安城支店長 平成10年10月　同行大樹寺支店長 平成12年10月　同行桜山支店長 平成14年 6月　同行名古屋第3エリア長 兼 名古屋駅前支店長 平成16年10月　同行営業統括部副部長 平成18年 6月　同行個人営業部長 平成20年 6月　錦成ビル株式会社取締役 平成23年 6月　名古屋錦開発株式会社取締役 平成24年 6月　錦成ビル株式会社常務取締役 兼 名古屋錦開発株式会社副社長（現任）	—

（注）1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 堀部桂文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠監査役候補者の選任理由
株式会社名古屋銀行における支店長としての専門知識・経験等を、法令及び定款の遵守に係る見地から当社の監査業務に活かしていただきたいためであります。
4. 補欠の社外監査役との責任限定契約の内容の概要
当社は社外監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、定款第38条第2項において、社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定めております。これにより、堀部桂文氏が社外監査役に就任された場合には、社外監査役として当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく責任の限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額となります。
5. 上記社外監査役は、改正会社法附則4条に基づき、旧会社法第2条第16号の規定に定める社外監査役であります。

第4号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任監査法人トーマツにつきましては、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり退任いたします。そこで、親会社である富士フイルムホールディングス株式会社の会計監査人と統一することにより、監査の効率化及びグループの一元的な監査体制の確立を図るため、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定にもとづいております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

（平成27年3月31日現在）

監査法人の名称	新日本有限責任監査法人	
事務所	主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目2番3号　日比谷国際ビル
	その他の事務所	東京、札幌、仙台、秋田、山形、福島、水戸、高崎、さいたま、千葉、横浜、新潟、長岡、富山、金沢、福井、甲府、長野、松本、岐阜、静岡、浜松、豊橋、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、高松、松山、福岡、宮崎、那覇
沿革	昭和42年　1月	監査法人太田哲三事務所設立
	昭和44年 12月	昭和監査法人設立
	昭和60年 10月	監査法人太田哲三事務所と昭和監査法人が合併し太田昭和監査法人となる
	昭和61年　1月	第一監査事務所、日新監査法人及び武蔵監査法人が合併しセンチュリー監査法人となる
	平成12年　4月	太田昭和監査法人とセンチュリー監査法人が合併し監査法人太田昭和センチュリーとなる
	平成13年　7月	新日本監査法人に名称変更
	平成20年　7月	新日本有限責任監査法人となる
概要	資本金	913百万円
	構成人員	
	公認会計士	3,463名
	公認会計士試験合格者等	1,091名
	その他	1,710名
	合計	6,264名
	監査関与会社数	4,085社

第5号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

取締役森由紀夫氏、黒田享氏、大林正人氏及び中村勝光氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社取締役退職慰労金規程に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会の決議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略　歴
もり　ゆき お **森　由紀夫** （昭和35年7月18日生）	平成16年 6 月　当社取締役（現任）
くろ だ　とおる **黒田　享** （昭和38年6月7日生）	平成18年 6 月　当社取締役（現任）
おおばやし　まさひと **大林　正人** （昭和31年10月6日生）	平成21年 6 月　当社取締役（現任）
なかむら　かつみつ **中村　勝光** （昭和15年1月1日生）	平成20年 6 月　当社取締役（現任）

以上

（提供書面）

事業報告（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）

1 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日）における我が国経済は、新興国、資源国の政治混乱、米国、欧州の景気不安が継続する中で、円安と原油価格の値下がりが進み、消費増税に伴う駆け込み需要の反動等、個人消費など一部に弱さがみられたものの、各種経済、金融政策の効果もあって緩やかな回復基調が続きました。

再生医療分野では、平成25年4月に再生医療推進法が国会で可決承認され、同年11月には、条件及び期限付き承認制度など再生医療等製品の特性を考慮した法改正である医薬品医療機器等法（薬事法等の一部を改正する法律）と、再生医療に用いる細胞加工を企業などに外部委託できることを定めた再生医療等安全性確保法が成立し、公布されました。平成26年6月には日本再興戦略（改訂2014）が閣議決定され、保険外併用療養費制度（混合診療）の拡大など、革新的な医薬品・医療機器・再生医療等製品の早期実用化を目指す戦略が掲げられました。その後省令や各種通知の整備が進み、平成26年11月、医薬品医療機器等法及び再生医療等安全性確保法が施行されました。

このような状況の下、当社は再生医療製品事業において自家培養表皮、自家培養軟骨、自家培養角膜上皮等の開発を進めました。

自家培養表皮ジェイスは、平成21年1月に保険収載された我が国初の再生医療等製品であり、重症熱傷患者の治療を目的としています。ジェイスには保険適用に関し、「施設基準」や「算定限度」等の留意事項が付与されています。これら留意事項のうち「算定限度」に関しては、平成24年4月より一患者につき20枚から40枚に改定されました。当社は、主要な医療機関への販売促進に努めると同時に、重症熱傷治療におけるジェイスのより有用な使用方法について学会等を通じて啓蒙活動を行いました。当社のこれらの活動により、自家培養表皮による治療が医療現場において浸透してきました。当社は、7年次の使用成績等調査報告書を取り纏め、平成27年1月、再審査申請書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出しました。

また当社は、ジェイスの適応拡大として、表皮水疱症及び巨大色素性母斑の治療を目的とした治験を進め、平成26年6月には表皮水疱症の治験終了届書を提出しました。ジェイスは、表皮水疱症の治療を目的とした希少疾病用再生医療等製品に指定されています。巨大色素性母斑については、医師主導治験における治験機器提供者として支援していたものを企業治験として引き継いでおり、治験データのフォローアップを行っています。平成26年11月、ジェイスは先天性巨大色素性母斑の治療を目的とした希少疾病用再生医療等製品に指定されました。

自家培養軟骨ジャックは、平成24年7月に厚生労働省により製造販売承認された整形外科領域における再生医療等製品であり、適応対象は膝関節における外傷性軟骨欠損症又は離断性骨軟骨炎（変形性膝関節症を除く）です。平成25年4月より保険収載されましたが、本品には保険適用に関し、「施設基準」や「実施医基準」等の留意事項が付与

されているため、当社は医療機関及び実施医への研修を積極的に進めました。平成27年４月現在でジャックを使用できる医療機関（認定施設）は全国170施設に拡大し、全都道府県で使用可能になりました。

自家培養角膜上皮は、前臨床試験と各種バリデーション試験の結果をまとめ、平成26年10月に治験計画届書を医薬品医療機器総合機構に提出しました。平成26年11月に施行された医薬品医療機器等法のもとで治験を実施しています。平成27年３月、当社自家培養角膜上皮は、角膜上皮幹細胞疲弊症の治療を目的とした希少疾病用再生医療等製品に指定されました。

研究開発支援事業である研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、動物実験を代替する試薬です。当社は、本製品の販売促進を積極的に展開しました。平成25年7月に、ラボサイト エピ・モデル24を用いた皮膚刺激性試験に関する試験法が、標準法の一つとして経済協力開発機構（OECD）の試験法ガイドラインTG439へ収載されました。同様にラボサイト角膜モデルでは、OECDが推進する眼刺激性試験の標準化を目指した共同研究を進めています。

また当社は、平成26年11月に再生医療等安全性確保法が施行されたことに伴い、これまで再生医療製品事業により培ってきたノウハウを活用し、再生医療等の提供機関及び細胞培養加工製造事業者等に対するコンサルティング事業ならびに細胞培養受託事業を開始しました。

こうした結果、当事業年度における売上高は、富士フイルム株式会社からの受託開発収入の発生等により、1,321,495千円（前期比31.1％増）となりましたが、人員補強による人件費の増加及びジャックの販売促進活動費用の増加等により営業損失は913,098千円（前期は1,025,433千円の営業損失）となりました。これに研究開発助成金の増加等で経常損失は686,687千円（前期は823,997千円の経常損失）となり、当期純損失は690,527千円（前期は827,837千円の当期純損失）となりました。

事業の部門別売上高

事業別	売上高
再生医療製品事業	1,232,430千円
研究開発支援事業	89,064千円
合計	1,321,495千円

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資は、本社棟４階における生産設備増設により、総額505,546千円でありました。

(3) 資金調達の状況

当社は、当事業年度において、第三者割当による新株予約権の行使6,840,000千円及び役職員による新株予約権の行使84,250千円により、総額6,924,250千円の資金調達を実施しました。

(4) 対処すべき課題

当社は再生医療の産業化を推進するために、会社が対処すべき課題を以下のとおり認識し、その解決に向けた取り組みを展開しています。

① 自家培養表皮ジェイスの展開

自家培養表皮ジェイスは、我が国で第１号となる再生医療等製品として平成19年10月に厚生労働省より製造販売承認を受け、平成21年1月に保険収載されましたが、本品には承認条件及び保険適用に関する留意事項が付与されています。

本品の承認条件「再審査期間（7年）中の全症例を対象とした使用成績調査」につきましては、平成26年10月をもって登録が完了し、平成27年1月に再審査申請書を医薬品医療機器総合機構に提出しましたが、承認条件の一つである「製造販売後臨床試験の実施」が継続しています。

また、当社は主要な医療機関への販売促進に努めると同時に、重症熱傷治療における本品の適正な使用方法について学会等を通じて啓蒙活動を行うとともに、保険適用に関する留意事項の緩和について厚生労働省との調整に努めます。

② 自家培養軟骨ジャックの展開

自家培養軟骨ジャックは、平成24年7月に厚生労働省により製造販売承認されました。整形外科領域における我が国初の再生医療等製品であり、平成25年4月に保険収載されましたが、本品には承認条件及び保険適用に関する留意事項が付与されています。

当社は、本品の適正な使用方法について啓蒙活動を行うとともに、承認条件の一つである「再審査期間（7年）中の全症例を対象とした使用成績調査」につきましては、適正に実施しております。

また、本品は保険適用に関して「施設基準」や「実施医基準」等の留意事項が付与されているため、当社は医療機関及び医師への研修を行う必要がありますが、平成27年4月現在で、170を超える医療機関において治

療実施の準備が整い、国内すべての都道府県で使用可能となりました。当社は、引き続き、本品の普及に努めます。

③ 自家培養角膜上皮の展開

自家培養角膜上皮は、株式会社ニデックからの受託開発です。平成23年1月に製品仕様の一部を変更し、株式会社セルシードと協働しながら開発を進め、平成26年10月に治験計画届書を医薬品医療機器総合機構に提出しました。

当社は、委託元であるニデックと今後の開発方針を協議しながら、治験を遅延なく遂行し、早期の承認取得を目指します。その後は、速やかに保険協議を進めます。

④ 研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの展開

研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズは、動物実験を代替する試薬です。動物実験代替への理解促進や認知度向上のため、当社は、動物実験代替法から皮膚基礎科学、美白研究、幹細胞研究など、最新の研究報告を行うセミナーを開催する等の啓蒙活動を通じて、研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの拡販に努めます。

平成25年7月、ラボサイト エピ・モデル24を用いた皮膚刺激性試験に関する試験法が、標準法の一つとして経済協力開発機構（OECD）の試験法ガイドラインTG439へ収載されました。また、OECDが推進する角膜に関する試験法のガイドライン化を目指して、ラボサイト 角膜モデルを用いた眼刺激性試験法に関する共同研究を進めています。

⑤ 受託開発の推進

当社は、富士フイルム株式会社から複数の開発業務を受託し、次世代の製品に繋がる開発を進めています。人員の適正配置及び効率化を推進し、既存の製品パイプラインを確実に推進するとともに、新製品の探索研究も積極的に進めます。

⑥ 生産体制の強化

自家培養軟骨ジャックの事業伸長に向けた製造能力の増強のため、本社棟４階に生産施設を拡張します。生産施設の拡張工事は、平成27年度上期に整備を完了し、稼働を開始する予定です。また、受注生産により製造部門に繁閑が生じることで、設備及び人員の非効率な運用が課題となっているため、製造や検査作業の効率化、自動化・機械化を促進します。

⑦ 販売体制の強化

自家培養表皮ジェイス及び自家培養軟骨ジャックの適正使用に関する啓蒙活動ならびに販売活動、ならびに研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの普及活動において、多くの営業人員を必要としています。販売拡大に向けた営業活動の効率化を図るため、代理店の活用、担当及び人員配置の見直し、営業体制の効率化及び強

化に努めていきます。

⑧ 人事制度の見直し・強化

当社の業務拡大による人材の多様化に柔軟に対応するため、人事制度の見直し及び強化が必要になります。働きがいのある職場環境の整備に努め、会社業績の向上を目指すとともに、当社が必要とする人材の育成に取り組みます。

⑨ 社屋拡張計画の策定・実行

当社の業務拡大と社員数の増加に伴い、事務エリア、共有エリアが不足しています。今後の事業の進捗度合いを勘案し、適切に社屋の拡張を行います。

⑩ 財務体質の強化

当社は、多額の製品開発費用が先行して必要となるため、継続的な営業損失が発生するとともに営業キャッシュフローもマイナスとなってきました。そのため、平成26年3月に富士フイルム株式会社を割当先とした新株予約権を発行し、総額73億8千万円の資金を獲得いたしました。これにより、当面の必要資金は確保でき財務体質は強化されました。今後も、自家培養表皮ジェイス及び自家培養軟骨ジャックを中心として売上増加を図り、営業キャッシュフローを改善し、更なる財務体質の強化に努めます。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

売上高 (単位：千円)

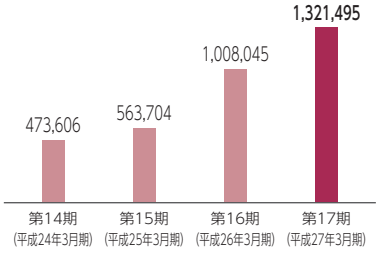

経常損益 (単位：千円)

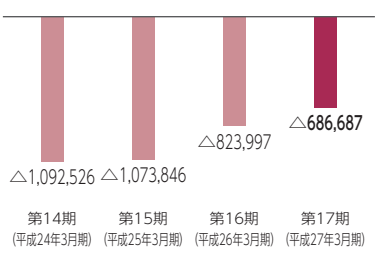

当期純損益 (単位：千円)

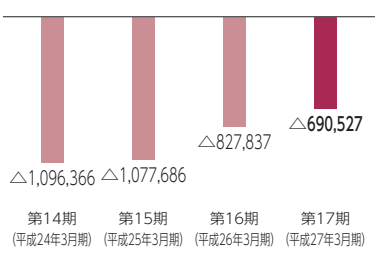

1株当たり当期純損益 (単位：円)

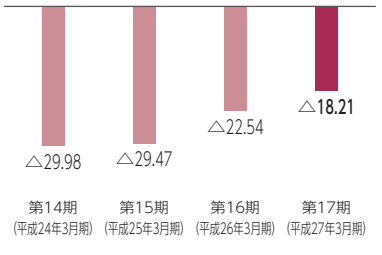

総資産 (単位：千円)

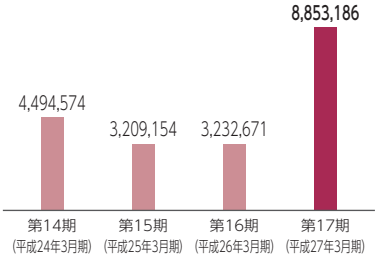

純資産 (単位：千円)

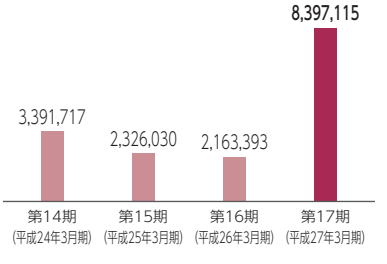

		第14期 (平成24年3月期)	第15期 (平成25年3月期)	第16期 (平成26年3月期)	第17期 (平成27年3月期)
売上高	(千円)	473,606	563,704	1,008,045	1,321,495
経常損益	(千円)	△1,092,526	△1,073,846	△823,997	△686,687
当期純損益	(千円)	△1,096,366	△1,077,686	△827,837	△690,527
1株当たり当期純損益	(円)	△29.98	△29.47	△22.54	△18.21
総資産	(千円)	4,494,574	3,209,154	3,232,671	8,853,186
純資産	(千円)	3,391,717	2,326,030	2,163,393	8,397,115

(注) 1．記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、1株当たり当期純損益については小数点第2位未満を四捨五入しております。

2．当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株を200株にする株式分割を行っております。当該株式分割については、第14期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純損益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との状況

富士フイルム株式会社は、当社発行済み株式総数の46.08%を保有する筆頭株主です。また、富山化学工業株式会社は同じく4.08%を保有する大株主です。富士フイルムは富士フイルムホールディングス株式会社の100%子会社であり、富山化学工業は同じく66%子会社であるため、両者を合算した富士フイルムホールディングスの間接所有による当社株式の保有割合は、50.16%となり、富士フイルムホールディングスが当社の親会社となります。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社は、再生医療製品及び研究開発支援製品の研究開発・製造・販売を事業として営んでいますが、その概要は次のとおりです。

・再生医療製品事業……細胞培養技術を利用した再生医療製品（表皮、軟骨、角膜上皮等）の研究開発・製造・販売、受託開発
・研究開発支援事業……研究用ヒト培養組織の研究開発・製造・販売

(8) 主要な事業所 (平成27年3月31日現在)

本社　愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1



(9) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
170名	13名増	34.8歳	5.9年

(注) 上記の従業員にはパート21名及び嘱託社員13名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (平成27年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　55,000,000株

(2) 発行済株式の総数　40,579,600株

(3) 株主数　14,014名

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
富士フイルム株式会社	18,700,000	46.08
株式会社ニデック	4,227,200	10.41
富山化学工業株式会社	1,658,400	4.08
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1,053,400	2.59
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	579,900	1.42
五味大輔	425,800	1.04
中部飼料株式会社	400,000	0.98
前田陽子	342,400	0.84
三井住友海上火災保険株式会社	300,000	0.73
小澤洋介	292,000	0.71

(5) その他株式に関する重要な事項

1. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を実施しております。株式分割は平成26年4月1日を効力発生日としておりますので、本項は株式分割後の株式数により記載しております。
2. 富士フイルム株式会社を割当先とした第三者割当による新株予約権の権利行使により、新株式を3,600,000株発行したため、発行済株式総数は3,600,000株増加しております。
3. 新株予約権の権利行使により、新株式を166,200株発行したため、発行済株式総数は166,200株増加しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	回次（行使価額）	行使期限	個 数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第5回 (1個当たり200,000円)	平成29年6月26日	70個	普通株式 14,000株	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況 (平成27年３月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小　澤　洋　介	
専務取締役	大須賀　俊　裕	営業部長
常務取締役	畠　　賢一郎	事業開発室長 兼 製品開発部長　研究開発部・薬事部・臨床開発部管掌
取締役	森　　由紀夫	生産統括部長　品質管理部管掌
取締役	黒　田　　享	信頼性保証部長
取締役	大　林　正　人	経営管理部長　経理部管掌・コンプライアンス担当
取締役	石　川　隆　利	富士フイルムホールディングス株式会社　取締役 富士フイルム株式会社　取締役 常務執行役員 富山化学工業株式会社　取締役 富士フイルムRIファーマ株式会社　取締役 株式会社ペルセウスプロテオミクス　取締役
取締役	倉　橋　清　隆	株式会社ニデック　取締役
取締役	大　谷　正　明	富山化学工業株式会社　取締役 常務執行役員
取締役	中　村　勝　光	
取締役	助　野　健　児	富士フイルムホールディングス株式会社　取締役 執行役員 富士フイルム株式会社　取締役 執行役員
取締役	横　川　拓　哉	富士フイルム株式会社　再生医療事業推進室室長 兼 医薬品事業部次長
常勤監査役	小　川　忠　彦	
監査役	加　藤　孝　浩	公認会計士　税理士 クローバー・ブレイン株式会社　代表取締役
監査役	尾　山　雅　之	富山化学工業株式会社　監査役

（注）1. 取締役石川隆利、倉橋清隆、大谷正明、中村勝光、助野健児、横川拓哉の各氏は、旧会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
監査役小川忠彦、加藤孝浩、尾山雅之の各氏は、旧会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
退任　取締役石川俊一郎氏は、平成26年6月24日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
監査役藤澤章氏は、平成26年6月24日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
就任　横川拓哉氏は、平成26年6月24日開催の第16期定時株主総会において取締役に新たに選任され就任いたしました。
尾山雅之氏は、平成26年6月24日開催の第16期定時株主総会において監査役に新たに選任され就任いたしました。

3. 常勤監査役小川忠彦氏は、株式会社東海銀行（現　株式会社三菱東京UFJ銀行）及び株式会社村上開明堂における豊富な経験を通じて、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役加藤孝浩氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、監査役加藤孝浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	13名 (7)	92,416千円 (7,200)	
監査役 (うち社外監査役)	4名 (4)	7,655千円 (7,655)	
合計 (うち社外役員)	17名 (11)	100,072千円 (14,855)	

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成18年6月29日開催の第8期定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を年額3億円以内、平成16年6月30日開催の第6期定時株主総会決議において、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議をいただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役石川隆利氏は、富士フイルムホールディングス株式会社取締役 兼 富士フイルム株式会社取締役常務執行役員 兼 富山化学工業株式会社取締役 兼 富士フイルムRIファーマ株式会社取締役 兼 株式会社ペルセウスプロテオミクス取締役であり、富士フイルムは当社の大株主であります。当社は富士フイルムと資本・業務提携契約を締結しております。また、当社は同社より委託契約に基づく受託開発を行っております。富士フイルムホールディングスは当社株式を間接所有することによって、当社の親会社に該当し、富士フイルムは直接所有によるその他関係会社であります。富山化学工業は当社の大株主でありますが、その他の兼職先は当社との間に特別な関係はありません。

・取締役倉橋清隆氏は、株式会社ニデック取締役であり、同社は当社の大株主であります。また、当社は同社より委託契約に基づく受託開発を行っております。

・取締役大谷正明氏は、富山化学工業取締役常務執行役員であり、同社は当社の大株主であります。

・取締役助野健児氏は、富士フイルムホールディングス取締役執行役員 兼 富士フイルム取締役執行役員であります。富士フイルムホールディングスは当社の親会社であり、富士フイルムは当社のその他関係会社であります。

・取締役横川拓哉氏は、富士フイルム再生医療事業推進室室長 兼 医薬品事業部次長であり、同社は当社のその他関係会社であります。

・監査役加藤孝浩氏は、公認会計士及び税理士であり、クローバー・ブレイン株式会社代表取締役であります。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役尾山雅之氏は、富山化学工業監査役であり、同社は当社の大株主であります。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　石　川　隆　利	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席いたしました。主に当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役　倉　橋　清　隆	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席いたしました。主に当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役　大　谷　正　明	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席いたしました。主に当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役　中　村　勝　光	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席いたしました。主に当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役　助　野　健　児	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。主に当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役　横　川　拓　哉	平成26年６月に就任後、当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席いたしました。主に当社事業の永続的な成長と企業価値の向上を図るため、法令遵守及び倫理的精神を持ち、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役　小　川　忠　彦	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。
監査役　加　藤　孝　浩	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。
監査役　尾　山　雅　之	平成26年６月に就任後、当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会10回のすべてに出席いたしました。主に法令及び定款の遵守に係る見地から、監査に関する重要事項、取締役会の運営、内部監査の実施状況及び会計監査人との連携等に関し、必要な発言を適宜行っております。

③ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

当該事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、旧会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、200万円以上であらかじめ定めた金額または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、当事業年度において責任限定契約を締結しておりません。

なお、当社定款にて、「当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、1,600万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。」と定めております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

11,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

11,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定められた解任事由に該当する状況にあり、かつ解任が相当と判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。なお、この場合には、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。また、監査役会は、当社都合の他、会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を継続的に整備する。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社企業理念に謳われているその精神を、代表取締役社長が繰り返し役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の尊重を事業活動の前提とする。コンプライアンス担当役員（常勤取締役の中から任命）は当社のコンプライアンス・ポリシーを役職員に周知させ、コンプライアンス活動を統括する。さらに、役職員各自に配布済みのコンプライアンス・マニュアルを、各自が法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、当社役職員は、反社会的勢力対応マニュアルに則り、市民社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力ならびに団体との関係を排除し、毅然たる対応によって断固たる対決を図る。

これらの徹底を図るため、経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するものとし、同部を中心に役職員への教育等を行う。内部監査室は、監査役と連携の上、内部統制システムの運用状況を監査する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス状況を監視し、各方針・規程の改訂の必要性の検討や体制の継続的な改善を図る。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等については、社員が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、経営管理部において保管する。取締役及び監査役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、リスク管理規程に定める。それぞれの部署においてリスクを把握、分析し、必要な対応策を講じるものとする。また、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応はリスク管理委員会が主体となって行うものとする。リスク管理委員会は事業継続計画（BCP）を策定し、重大な災害に備えるものとする。危機発生時は危機対策本部を設置し、損害の軽減及び復旧を図るものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役及び社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標ならびに会社の権限配分及び意思決定ルールに基づく権限配分を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことによる全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

当社設立の趣旨、企業理念及び経営計画への投資家その他のステークホルダーの理解を得ることで当社の事業が効率的に運営できるように、社内に情報取扱責任者（常勤取締役の中から任命）を置き、適時情報開示を適切に実施するとともに、IR説明会等へのサポートを実施する。代表取締役社長は、率先して会社のスポークスマンを務めるものとする。

⑤ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

それぞれの関連企業が単一企業として、コンプライアンス体制及びリスク管理体制を構築する責任を有しており、相互に情報を共有し、企業集団としての適正性を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、経営管理部所属の社員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役、経営管理部長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または社員は、監査役及び監査役会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況ならびに内部通報制度による通報情報及びその内容をすみやかに報告する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役ならびに監査役及び監査役会との協議により決定する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長、各取締役、監査法人それぞれの間で定期的な意見交換を行う。また、監査役が求める会議等には、監査役が支障なく出席できるように取り計らう。

⑨ 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制ならびにその他法令・諸規則等に定める情報開示について適切に行われるための体制を情報セキュリティ担当役員（常勤取締役の中から任命）が中心となって整備し、継続的に改善する。また、情報を適正に取り扱うために情報セキュリティ・ポリシーを定め、情報セキュリティ担当役員は、これを役職員に周知させる。

（2）株式会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

① 当社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針を決定する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。

また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えます。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような大規模買付行為を行う者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、かかる提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えます。

② 基本方針実現のための取り組み

a）企業価値向上への取り組み

当社は、「医療の質的変化をもたらすティッシュ・エンジニアリングをベースに、組織再生による根本治療を目指し、21世紀の医療そのものを変えてゆく事業を展開する。」ことを会社設立の趣旨とし、「再生医療の産業化を通じ、社会から求められる企業となる。法令・倫理遵守の下、患者様のQOL（生活の質）向上に貢献することにより、人類が生存する限り成長し続ける企業となる。その結果、全てのステークホルダーがより善く生きることを信条とする」という企業理念に基づいて事業を展開しています。当社は、平成19年10月に日本初の製造販売承認を取得した自家培養表皮ジェイス、平成24年7月に製造販売承認を取得した自家培養軟骨ジャックに代表される医薬品医療機器等法の適用を受ける再生医療製品事業と、医薬品医療機器等法の適用を受けない研究開発支援事業を展開しています。

当社は企業価値向上への取り組みとして、年度毎に経営計画を策定し、代表取締役社長が直接全社員に伝達することにより目標の共有化を図り、全社一丸となって企業理念の実現に向け事業を展開しています。また、再生医療製品事業を推進するにあたり実質的な親会社となる富士フイルム株式会社と密接な連携を図ることにより、グループとしてより効率的に取り組んでいます。

当社の具体的な取り組みとして、再生医療等製品のメーカーとして製造販売承認を取得した自家培養表皮ジェイス、及び自家培養軟骨ジャックの製造販売活動を積極的に展開しています。また、ジェイスの適応拡大として表皮水疱症及び巨大色素性母斑の治療を目的とした治験を進めるとともに、３本目のパイプラインである自家培養角膜上皮の受託開発に関しても治験計画届出書を提出いたしました。その他にも富士フイルム等からの受託開発を行うとともに、海外展開を含めた次期製品ならびに将来事業の開発を推進しています。研究開発支援事業につきましては、研究用ヒト培養組織ラボサイトシリーズの販売拡大に注力するとともに、同製品のラインナップを増やすべく研究開発を進めています。これらの再生医療等製品の開発や製造販売を行っていることだけでなく、製造販売承認を取得する過程で培ってきたノウハウ、ならびに研究開発支援事業製品の販売拡大が当社の企業価値の大きな要素となっています。

当社は、情報開示体制を整備し、再生医療の啓蒙を兼ねたPR活動を適切に行うことにより、多くの投資家の要望に応えることができる積極的なIR体制の構築、運用に努めています。また、適切に牽制がかかり情報の信頼性を担保する内部統制体制の維持、改善を目的として内部統制基本方針を定め運用しています。また、再生医療事業を行っている会社として魅力のある職場環境の実現に努め、当社の永続的成長に不可欠な社員の育成・充実を図り、海外展開をも視野に入れた人材の育成・強化に取り組んでいます。

このような当社の創業以来の取り組みの積み重ねが、現在の企業価値の源泉になっています。当社は、当社の企業文化の根源である設立趣旨、企業理念を高い次元で実現することにより、社会的意義を高め、経営資源を有効に活用するとともに、全てのステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、結果として当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができるものと考えます。

b) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するために、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制及び公正で透明性のある経営システムを構築し、これを維持することに取り組んでいます。

当社の取締役会は12名で構成され、その内6名は社外取締役です。取締役会は当社の経営戦略を策定・遂行するとともに、取締役の職務遂行を監督しています。特に社外取締役の起用により多角的な視点を取り入れ、代表取締役や社内取締役の独走を牽制しています。

また、3名の社外監査役で構成される監査役会は、内部監査室及び会計監査人ならびに顧問弁護士と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、監査の有効性・効率性を高めています。常勤監査役は取締役会、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会等重要な会議に出席するとともに、業務及び財産の状況の確認を通じて取締役の職務遂行を監査しています。

当社は創業時より、研究・開発事業に関する倫理的妥当性について審査を行うこと、及びヒト組織・細胞等の収集・提供の実施状況など事業全般にわたる倫理的評価を行うことを目的に、企業委員２名、外部委員７名で構成されるJ-TEC倫理委員会を設け適切に運営しています。

さらに当社では、業務上抱える各種リスクを正確に把握・分析し、適切に対処すべく、継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでいます。主管部署は経営管理部が担当していますが、総合的なリスク管理については、リスク管理委員会で討議し、必要に応じて取締役会で検討をしています。また、災害、重大事故、訴訟等の経営に重大な影響を与える事実が発生した場合には、直ちに担当部署から部長、情報取扱責任者である専務取締役、代表取締役社長に連絡する体制をとり、状況を迅速・正確に把握し対処することとしています。

③ 基本方針の具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②に記載した企業価値向上への取り組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、再生医療製品事業への先行投資の段階にあり、研究開発活動を継続的に実施していく必要があることから、研究開発資金の確保を優先する方針です。しかしながら、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来、経営成績及び財政状態を勘案しながら、利益配当も検討する所存です。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績の向上に鋭意努めてまいりましたが、当期の業績を勘案いたしまして、誠に残念ではございますが、無配とさせていただきたいと存じます。

（注）本報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
本報告中の社外取締役及び社外監査役は、改正会社法附則4条に基づき、旧会社法第2条第15号及び第16号の規定に定める社外役員として記載しております。

計算書類

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第17期 平成27年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**6,672,991**
現金及び預金	5,966,281
受取手形	32,462
売掛金	371,045
仕掛品	21,242
原材料及び貯蔵品	116,772
前渡金	7,183
前払費用	16,483
その他	141,519
固定資産	**2,155,765**
有形固定資産	**1,697,910**
建物	626,370
構築物	4,114
機械及び装置	14,050
工具器具及び備品	21,214
土地	537,814
リース資産	24,896
建設仮勘定	469,450
無形固定資産	**48,301**
商標権	237
ソフトウェア	47,586
その他	477
投資その他の資産	**409,553**
出資金	20
長期前払費用	849
長期預金	400,000
その他	8,684
繰延資産	**24,429**
株式交付費	24,429
資産合計	**8,853,186**

科目	第17期 平成27年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**346,162**
支払手形	20,228
買掛金	19,219
リース債務	7,937
未払金	164,154
未払費用	12,619
未払法人税等	33,019
預り金	7,098
賞与引当金	76,267
その他	5,618
固定負債	**109,907**
リース債務	18,707
役員退職慰労引当金	91,200
負債合計	**456,070**
純資産の部	
株主資本	**8,397,115**
資本金	**11,517,425**
資本剰余金	**9,347,425**
資本準備金	9,347,425
利益剰余金	**△12,467,734**
その他利益剰余金	△12,467,734
繰越利益剰余金	△12,467,734
純資産合計	**8,397,115**
負債及び純資産合計	**8,853,186**

損益計算書

（単位：千円）

科目	第17期 平成26年4月 1日から 平成27年3月31日まで
売上高	**1,321,495**
売上原価	**793,972**
売上総利益	**527,522**
販売費及び一般管理費	1,440,621
営業損失（△）	**△913,098**
営業外収益	**242,144**
受取利息	494
受取配当金	0
助成金収入	235,075
雑収入	6,573
営業外費用	**15,732**
支払利息	11,222
株式交付費償却	3,454
雑損失	1,056
経常損失（△）	**△686,687**
税引前当期純損失（△）	**△686,687**
法人税、住民税及び事業税	3,840
当期純損失（△）	**△690,527**

株主資本等変動計算書 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
平成26年4月1日期首残高	7,785,300	5,615,300	△11,777,206	1,623,393
事業年度中の変動額				
新株の発行	3,732,125	3,732,125		7,464,250
当期純損失			△690,527	△690,527
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	3,732,125	3,732,125	△690,527	6,773,722
平成27年3月31日期末残高	11,517,425	9,347,425	△12,467,734	8,397,115

	新株予約権	純資産合計
平成26年4月1日期首残高	540,000	2,163,393
事業年度中の変動額		
新株の発行		7,464,250
当期純損失		△690,527
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△540,000	△540,000
事業年度中の変動額合計	△540,000	6,233,722
平成27年3月31日期末残高	-	8,397,115

監査報告

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月18日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　晴　久　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　淺　井　明紀子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリングの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において
適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条3号イの基本方針に対する取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等からは本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を、有限責任監査法人トーマツからは会計監査の時点において財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備は認識していない旨の報告を受けております。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング監査役会

常勤監査役　小　川　忠　彦　㊞
監　査　役　加　藤　孝　浩　㊞
監　査　役　尾　山　雅　之　㊞

（注）監査役全員は、会社法第2条第16号及び会社法附則第4条に定める社外監査役であります。

以上

株主メモ

上場証券取引所	東京証券取引所JASDAQグロース
証券コード	7774
事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	東京都江東区東砂七丁目10番11号 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 電話：0120-232-711（通話料無料）

お知らせ

平成27年6月25日より下記の株主名簿管理人が当社株式に関する事務の取り扱いをいたしますので、お知らせいたします。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 及び照会先	東京都杉並区和泉二丁目８番４号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120－782－031（通話料無料）

住所、氏名の変更等、株式関係のお手続きに関するお問合わせ、お手続きに必要な書類のご請求等は、お取引の証券会社等までご連絡ください。

富士フイルムグループとの連結化

FUJIFILM
Value from Innovation

平成26年3月31日付で当社が発行いたしました第三者割当による新株予約権に関して、平成26年12月、割当先である富士フイルム株式会社によりその全てが行使されました。これに伴い、富士フイルムグループによる当社株式の持株比率は50%を超え、平成26年12月26日付で富士フイルムホールディングス株式会社が当社の親会社となりました。当社は、財務基盤の強化を図ると同時に、新製品の開発など富士フイルムとの協働を強化・加速し、富士フイルムグループの一員として「再生医療の産業化」をさらに推進してまいります。



新製品・
新事業開発

RCP*等を活用した
再生医療等製品の
開発

海外事業展開

*RCP：リコンビナントペプチド（富士フイルムが開発した生体適合性に優れるバイオマテリアル）

最新のトピックス

自家培養表皮ジェイス®
希少疾病用再生医療等製品に指定

平成26年11月25日付で、当社自家培養表皮ジェイス® が先天性巨大色素性母斑の治療を目的とした希少疾病用再生医療等製品に指定されました。



自家培養表皮ジェイス

自家培養軟骨ジャック®
全都道府県で使用可能に

平成27年4月1日時点で、ジャック認定施設は全国170施設に拡大し、全都道府県で使用可能になりました。引き続き、ジャックの普及に努めてまいります。



ホームページで最新情報をご提供しています
www.jpte.co.jp/JACC_institutions.html

産学官連携功労者表彰を受賞

平成26年8月、広島大学大学院 整形外科 教授（現 広島大学長）越智光夫先生と連名で産学官連携功労者表彰を受賞しました。

【受賞内容】
自家培養軟骨ジャック®の開発と製品化



表彰式にて

自家培養角膜上皮（開発名：EYE-01M（イーワイイーゼロワンエム））
治験を開始

平成26年10月、自家培養角膜上皮EYE-01Mの有効性及び安全性の確認を目的とする治験計画届書を医薬品医療機器総合機構に提出し、大阪大学医学部附属病院をはじめとする4施設において治験を開始しました。

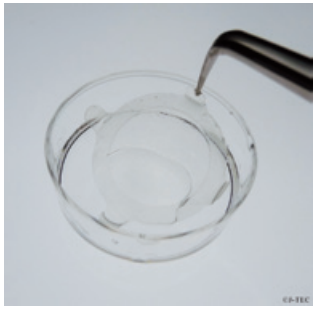

自家培養角膜上皮

また、平成27年3月26日付で、EYE-01Mは角膜上皮幹細胞疲弊症の治療を目的とした希少疾病用再生医療等製品に指定されました。

本社工場　4階
実装工事が完了し、本格稼働へ

平成27年3月、ジャック増産への対応を主目的とした本社工場4階の実装工事が完了しました。
本格稼働に向けての準備を進めています。



4階　培養操作室

愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰（平成26年12月）

仕事と生活の調和を図ることができる職場環境づくりに積極的に取り組む企業を愛知県が登録する「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」において、平成26年度の表彰企業に選ばれました。

【受賞内容】　平成26年度愛知県ファミリー・フレンドリー企業
中小企業の部（従業員数300人未満）



表彰式にて

新しい仲間たち

平成27年4月1日、新たに8名が入社しました。それぞれの知識・特技を活かし、再生医療の産業化を目指して業務に取り組んでまいります。



（写真左前から）

生産統括部	松岡直未
臨床開発部	若月百合子
信頼性保証部	水田裕磨
生産統括部	石垣健太
臨床開発部	千種俊士
研究開発部	岩田利彦
生産技術部	沖中香緒理
生産統括部	泰道真央

ご紹介

自家培養軟骨移植術について分かりやすく解説するサイト

『再生医療ナビ』スポーツヒザ研究班

話題の再生医療を紹介し、ヒザ軟骨の再生医療を解説するとともに、患者さまの声やドクターの紹介も掲載しています。
ぜひご覧ください。

URL：http://saisei-navi.com/hiza/

会　場　の　ご　案　内



会場

愛知県蒲郡市港町18－23

蒲郡商工会議所　1階コンベンションホール

TEL 0533－68－7171

交通のご案内

JR蒲郡駅／名鉄蒲郡駅南口から徒歩5分

東名音羽蒲郡I.C.から車で20分

株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング

愛知県蒲郡市三谷北通6丁目209番地の1

TEL 0533－66－2020（代）　URL http://www.jpte.co.jp

UD FONT　見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。

FSC® www.fsc.org　ミックス　責任ある木質資源を使用した紙　FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK